



KPMG Insight

KPMG Newsletter

Vol. 21

November 2016

海外トピック③

タイ子会社管理の基礎知識
第2回 ガバナンスからみた付属定款

kpmg.com/jp



タイ子会社管理の基礎知識

第2回 ガバナンスからみた付属定款

KPMG コンサルティング株式会社

マネジャー 吉田 崇

コンサルタント Ingcanuntavaree Ratanachote

本シリーズ第1回では、タイ人にとっての社内規程とは法律や認証制度といった外部に要請されて整備するものであること、そうした社内規程としてタイ子会社が整備している可能性が高いものが①付属定款、②就業規則、③ISOに基づく規程、の3種であることを示しました。なかでも付属定款は、民商法典（タイの会社法）や合併契約等、他の社内規程に原則として優先することからも、特に重要な地位を占めています。付属定款には、株主総会や取締役会の運営ルールといったタイ子会社のガバナンスに直結する事項が含まれることが通常であり、取締役会規程のように個別の社内規程を整備する際も、付属定款に整合するものでなければなりません。

ところが付属定款の内容について本社側で詳細が把握されず、重要性が認識されていないケースは少なくありません。タイ子会社の側も、どのような規定を付属定款に設けるべきか、他社はどのような付属定款を設けているのか、精査するための参考情報がほとんど入手できないまま、法人登記の慌ただしさの中で「とりあえず」制定したままであることも多いようです。「タイ子会社管理の基礎知識」第2回は、タイ商務省事業開発局が用意する雛形をベースとして、付属定款に設けるべき規定のポイントを解説します。

なお、本文中の意見に関する部分については、筆者の私見であることをあらかじめお断りいたします。



吉田 崇
よしだ たかし

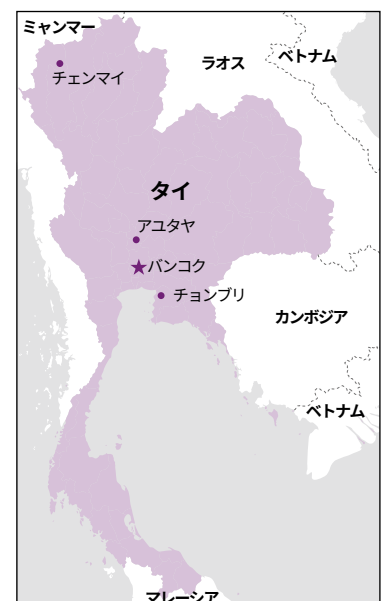


Ingcanuntavaree
Ratanachote

イングカンナタヴァーリー・ラタナチョート

【ポイント】

- タイ子会社の付属定款とは「会社の規則」そのものであり、会社法や合併契約、他の社内規程に優先する、社内ルールとして最上位に位置するものである。
- 付属定款には通常、株主総会や取締役会の運営に関する、タイ子会社のガバナンス上も極めて重要な内容が含まれる。
- 本社側主導で定めたポリシーやルールについて、タイ子会社での理解と運用、浸透を図るためには、タイ人取締役・従業員が理解している既存の規程（付属定款、就業規則）との関係を明確に示し、意義を丁寧に説明することが求められる。



I. 付属定款は「会社の規則」

タイ法人の登記に関係する主な文書として、①基本定款、②付属定款、③アフィダビット、④設立登記証、⑤登記情報、⑥株主リスト、の6点があり(図表1参照)、いずれも法人登記を所管するタイ商務省事業開発局に登録した内容が、同局から公式書類として発行されます。原則として原文はタイ語ですが、タイ進出の初期段階における一連の手続きの中で、翻訳までパッケージとして設立代行業者に依頼し、和訳ないし英訳も入手している日系企業は多いと思われます。

他の5点の文書が、決定された「事実」を示しているのに対して、本稿で取り上げる付属定款は、その「事実」を決定するための「規則」を示している、という点が特徴であり、重要なポイントです。たとえば「取締役」について、アフィダビットに示されるのは具体的な取締役の氏名等、決定された「事実」ですが、付属定款には基本的に取締役の個人名が示されることはなく、取締役となる個人を決定するための「規則」として、例えば取締役の人数や指名権を持つ者(株主等)、及び取締役の権限等が示されます。「付属定款」という日本語の通称は、「基本定款」に対比させたものとしてタイの日本人社会や専門家にも一般に使用され、あたかも従属物であり重要性が劣るような印象を与えますが、本来のタイ語の意味は、「付属定款(コーバンカップ・ポリサット)」は「会社(ポリサット)の規則(コーバンカップ)」

であって、むしろ「基本定款」は基本事項を記した「覚書(ナンサー・ポリコンソソティ)」でしかありません。付属定款には株主総会や取締役会の運営ルールの規定が一般的であることから、タイ子会社のガバナンスを検討する上で、付属定款は極めて重要な役割を果たします。

II. 付属定款の位置付け ～他のルールとの優劣関係～

登記に関係する文書の1つ「登記情報」には、付属定款の有無を示す項目があります。前述のように重要な役割を果たすはずの付属定款である一方、その制定は任意で、法律上の義務とはなっていません。ただし付属定款を定めないケースは極めて稀で、経験上は百件に一件あるかどうかという程度です。特に日系企業では、設立代行業者が当然のようにパッケージで用意しているため、付属定款の制定は法律上の義務だと誤解されていることも多いと思われます。タイ法人の創立総会において、「民商法典(会社法)を付属定款として使用する」あるいは「議長が提案した付属定款を使用する」のいずれかを選択することになりますが、ここで前者を選択しない限り、その会社独自の付属定款が制定されます。

就業規則(次回解説)の制定は一定条件の下で法律上の義務

【図表1 タイ法人の登記に関する主な文書】

(分類)	(定款)		(登記資料)			(株主)
	基本定款	付属定款	アフィダビット	設立登記証	登記情報	株主リスト
英語通称	Memorandum of Association	Articles of Association	Affidavit	Certificate of Incorporation	Registration of Formation of Company	List of Shareholders
タイ語 正式名称 と直訳	หนังสือบริกณห์สนธิ (บอจ. 2) 覚書	ข้อบังคับบริษัท 会社の規程	หนังสือรับรอง 証明書	ใบสำคัญแสดงการจดทะเบียน 登記証明証	รายการจดทะเบียนจัดตั้ง (บอจ. 3) 設立登記情報	บัญชีรายชื่อผู้ถือหุ้น (บอจ. 5) 株主リスト
言語	タイ語	タイ語	タイ語	タイ語	タイ語	タイ語
記載項目	<ul style="list-style-type: none"> 会社名 本社住所 会社の目的 無限責任の取締役有無 資本金、株式数、1株あたり額面金額 発起人 証人 	<ul style="list-style-type: none"> 総則 株式と株主 取締役 株主総会 決算書 配当と積立金 清算人 ※上記は商務省事業開発局の雛形より	<ul style="list-style-type: none"> 会社名 取締役 代表権設定 資本金 本社住所 会社の目的(項目数) 	<ul style="list-style-type: none"> 会社名 登記日 	<ul style="list-style-type: none"> 資本金 優先株有無 取締役 代表権設定 会社存続期間の設定有無 事業所数と住所 社印 付属定款有無 	<ul style="list-style-type: none"> 資本金、株式数、1株あたり額面金額 タイ/外国人株主数・持株数 各株主の氏名、国籍、職業、住所、持株数、払込済み金額、株券番号、株主としての登録日/失効日

出所：タイ商務省事業開発局資料より KPMG 作成
http://www.dbd.go.th/ewt_news.php?nid=941&filename=index

となり、必須記載事項も労働保護法によって定められているのに対し、付属定款は制定自体が任意であるだけでなく、記載される事項も任意で、民商法典¹は必須記載事項を定めていません。ただしタイ商務省事業開発局は付属定款の雛形を用意しており(図表2参照)、設立代行業者がクライアントに提示する付属定款ドラフトも、この雛形を多少アレンジしたものであることが一般的ですので、基本的には各社とも付属定款の構成に大きな違いはなく、内容も共通する部分が多く見られます。付属定款の雛形自体も民商法典がベースとなっており、会社によっては、民商法典との違いがほとんどなく、付属定款を制定した意味があまり感じられないケースも散見されます。しかし創立総会で「民商法典を付属定款として使用する」ことを拒み、敢えて独自の付属定款を制定したことで、その付属定款は以下のような地位を得ることになります(図表3参照)。

第一に、付属定款は民商法典に優先します。付属定款が民商法典に劣後するのであれば、民商法典と付属定款のいずれかを選択させる意味はありません。独自の付属定款を制定したということは、その付属定款に規定する内容は、民商法典に優先して適用されるということです。タイ子会社管理を進める過程において、タイ会社法制度を調べるために民商法典を確認しようとするケースは多いですが、民商法典に一致しない内容を付属定款が定めているのであれば、その会社には民商法典ではなく付属定款が適用されますので、付属定款の把握こそが優先して行うべき取組みとなります。

ただし、民商法典の規定がいわゆる「強行規定」である場合は、その規定が当事者の意思に優先する点はタイも同じです。強行規定に抵触する付属定款であれば、本来は登記自体が認められるべきではありませんが、実際にはそこまで厳しく登記時にチェックされているわけではなく、政府解釈が変更されることもあり得るため、付属定款が登記されたといっても、その規定が全て民商法典に優先するとは限りません。どの条項が民商法典における強行規定であるかは、必ずしも明確にされていないため、あまり一般的ではない規定を付属定款に設けたい場合は専門家に相談する必要があります。しかし、一般論としては、民商法典が求める少数株主の権利保護や、最低限の手続・義務等に一致しない内容は強行規定に抵触すると解されます。

第二に、付属定款は合弁契約に優先します。より正確には、合弁契約は、あくまで当事者間における合意に過ぎないのに対し、政府当局や第三者に対しても法的効力を持たせようとするならば、その合弁契約の内容を、付属定款にも確実に落とし込まなければなりません。付属定款に落とし込まれない合弁契約は、合弁契約としての効力しか持ちません。合弁企業についてのみ関係する点ではありますが、付属定款で規定する内容の多くは、合弁契約として交渉されたであろう内容とも重複しています。

合弁契約と付属定款が一致しない場合、たとえば株主総会における議決権や議決事項について、合弁契約に反した方法や内容で決議が行われたとしても、それが付属定款に一致して

【図表2 付属定款(雛形)の構成】

第1章 総則	第4章 株主総会
第1条 民商法典との関係	第10条 株主総会の開催頻度
第2条 付属定款の修正	第11条 株主総会の招集権限
第2章 株式と株主	第12条 株主総会の招集手続き
第3条 株式の種類、株券の要件	第13条 議決権の委任
第4条 株式の譲渡	第14条 株主総会の議長
第5条 自己株式の取得禁止	第15条 株主総会の定足数と議決数
第3章 取締役	第5章 決算書
第6条 取締役の人数	第16条 会計期間
第7条 取締役の欠員	第17条 会計監査人による監査
第8条 取締役会の定足数	第6章 配当と積立金
第9条 取締役会の会長	第18条 積立金の積立
	第7章 清算人
	第19条 清算人の任命

出所：タイ商務省事業開発局資料より KPMG 作成
 ※各条の説明は KPMG が補ったもの(雛形には記載なし)
http://www.dbd.go.th/mainsite/fileadmin/downloads/03_boj/from_meeting2_new.pdf

1 民商法典の和訳(2008年の大型改正前)日本貿易振興機構(ジェトロ) https://www.jetro.go.jp/world/asia/th/business/regulations/pdf/corporate_019.pdf
 民商法典の英訳(最新版)タイ商務省事業開発局 http://www.dbd.go.th/dbdweb_en/ewt_dl_link.php?nid=3997

いるのであれば法的効力は認められ、当事者間における合弁契約違反は別の問題となります。合弁契約は英語で締結することが一般的ですが、付属定款はタイ語が正文です。合弁契約の交渉・締結には綿密に取り組んでも、付属定款の作成は事務作業と認識して合弁相手やタイ人スタッフに任せきり、という例も見られますが、タイ語の特殊性からも、合弁契約と付属定款の内容が正確に一致しないという事態は、想像よりも容易に、意図せず（あるいは意図的に）発生します。合弁契約を締結した時点で安心せず、その合意事項が正しく付属定款に落とし込まれているかのチェックまでを、合弁交渉における一連のミッションと捉えるべきです。

第三に、付属定款は他の社内規程に優先します。前述のようにタイ語で「会社の規則」そのものである付属定款は、タイ労働省労働福祉保護局に届け出る就業規則を例外として（もっとも就業規則の内容は付属定款と重複しないことが通常です）、タイ子会社の社内規程として唯一、政府当局からお墨付きを得た、対外的にも法的効力を持つものです。たとえば本社側で、ガバナンスに関して、グループのポリシーに基づきグローバルで適用すべきルールを定めたとしても、それとは別の内容が付属定款に規定されているのであれば、やはりタイ法制度上は付属定款が優先します。個別の社内規程によって手続詳細を定めたり、意図を明確にしたり、不足を補うような規定を置くことは当然あるべきですが、付属定款と抵触することは避けなければなりません。付属定款には、株主総会や取締役会の運営ルールといったタイ子会社のガバナンスに直結する事項が含まれていることが通常であり、取締役会規程のような個別の社内規程を整備する際は、整合性をよく確認しなければなりません。

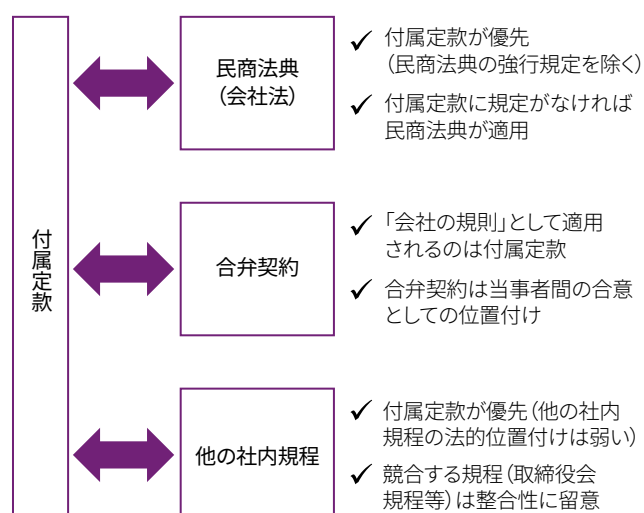
合弁企業において、双方の株主が取締役を派遣しているケースで、取締役会規程で定足数を「両株主がそれぞれ指名する取

締役を含む、取締役半数の出席」と定めたとしても、付属定款では単に「取締役の半数」となっていれば、合弁相手側を取締役だけであっても半数さえ満たせば取締役会は成立します。「取締役会規程に反している」あるいは「合弁契約に反している」と主張しても、それは社内あるいは当事者間の争いに過ぎず、対外的には付属定款に則った取締役会として法的効力が認められます。付属定款の改訂は株主総会の特別決議を要するため、それと一致しない内容を別の社内規程として暫定的・簡易的に制定・運用することは実務上あり得ますが、そのような社内規程に取締役や従業員が違反しても（ただし付属定款には従っている）、社内規程違反を理由として懲戒処分を科すことは難しく、このように強制力を欠く社内規程を運用することは、いずれ困難になると推測されます。

以上の通り付属定款は民商法典、合弁契約、及び他の社内規程に優先するものであり、まさに「会社の憲法」として社内ルールの最上位に位置付けられます。ところが本社側あるいは日本人駐在員に付属定款の詳細が把握されず、重要性が認識されていないケースは少なくありません。設立代行業者から提供された雛形を若干修正する程度で、せっかく用意した翻訳も詳細にチェックされず、その翻訳が適正か否かもダブルチェックされていないケースも多く見られます。作成時に法律事務所のレビューを受け、合法性に問題がないことは確認されているかもしれませんが、そもそも付属定款は民商法典に一致しないルールを設けるために制定するものであり、強行規定との抵触を別にすれば、合法性に疑問が呈されるケースは基本的に考えられません。

タイ子会社のガバナンス上、またグループとしてのポリシーの展開を含めた社内規程体系の整備においても、これほど重要な位置付けにある付属定款について、なぜ十分に精査されないことが多いのでしょうか。その理由として、付属定款は、会社設立で多忙な時期に「とりあえず」制定してしまうことが多いこと、「株主総会の特別決議によって後で修正できる」と当初は考えても事業が開始されると関心度が下がってしまうこと等が挙げられます。加えて「他社の付属定款がどうなっているのか」、「適切な付属定款とはどのような規定が置かれているものか」といった疑問に答える情報が極めて乏しいためとも考えられます。民商法典についての日本語による解説はウェブ上でもある程度見つかりますが、付属定款との関係まで踏み込んだものや、付属定款にフォーカスした実務的な解説はほとんど見当たらないどころか、タイの実情に全く一致しない資料が「付属定款サンプル」として紹介されている例すら残念ながら存在します。

【図表3 付属定款と民商法典、合弁契約、他の社内規程との関係】



したがって本稿では以下、タイ商務省事業開発局が提供する雛形をベースとして用い²、日系企業の事例を踏まえつつ、付属定款に設けるべき規定のポイントについて解説します。タイ子会社のガバナンスを考える上で、特に注目すべきは「第3章 取締役」及び「第4章 株主総会」です。

III. 付属定款の検討

<第1章 総則>

第1条 本付属定款に他の定めのない場合、民商法典の非公開株式会社に関する規定を適用する

第2条 本付属定款に修正または変更すべき点がある場合、法律に従い修正または変更されるよう株主総会に提案する

第1条（民商法典との関係）では、付属定款に定めのない事項は民商法典が適用されること、すなわち付属定款に定めが置かれている事項は、民商法典に優先して付属定款が適用されることを確認しています（民商法典が強行規定である場合を除く）。

第2条（付属定款の修正）では、付属定款は株主総会でのみ改訂できることを示していますが、ここでいう「法律に従い」が指す民商法典（第1145条）は、付属定款の改訂は株主総会の特別決議によることを定めています。その他の改訂方法を付属定款に定めることは難しいと考えられますが、株主総会の特別決議という、もっともハードルが高い条件を民商法典が求めている点にも、付属定款の重要性が示されています。

「第1章 総則」は、一般原則を定めるものであり、ここに特殊または重要な規定が置かれることはあまりありません。ただし、特に合弁企業等において、付属定款内で言及すべき株主名等の固有名詞が多く、そのままでは記載が煩雑になる場合に、混乱を避けるため「定義」の条項を置いて用語を明確化するケースは見られます。

<第2章 株式と株主>

第3条 会社の株式は全て、記名式の普通株式であり、額面金額の全てが払い込まれていなければならない。また株券は、少なくとも1名以上の取締役が署名し、社印が捺印されていなければならない

第4条 株式の譲渡は、譲渡者と譲受者が署名した書面で行い、少なくとも1名の証人が証明の署名を行う。会社が株主名簿に当該譲渡を記録したとき、会社または外部者に対し有効となる

第5条 会社は、自己株式を所有、または担保とすることができない

第3条（株式の種類、株券の要件）について、民商法典（第1134条）は、記名式の他に無記名式の株式も認めています。株券を保有する者を株主とする無記名式は、誰が株主なのか把握できなくなる懸念があるため通常は利用されません。また、普通株式の他に、議決権や配当について普通株式とは異なる権利を付与する「優先株式」（権利が劣後する場合を含む）を設定する場合は、その詳細を付属定款に規定します。なお優先株の条件設定について民商法典上の制約はありませんが、日系を含む外資企業の場合、外資規制との関係で「名義貸し」（外国人事業法上の違法行為）とみなされるリスクがありますので、優先株の設定を検討する場合は専門家に相談した方がよいでしょう。

第4条（株式の譲渡）について、株式譲渡を禁止することは原則として不可能ですが、付属定款で制限を設けることは可能とされています。不適切な第三者が予期せず株主となるリスクを避けるため、「取締役会（または株主総会）の書面による事前承認を得ること」、「他の株主に優先的に譲渡提案を行うこと」等の制限を設けることは広く行われています。付属定款に定めた手続きに反する株式譲渡に対しては、会社は登記を拒否することが認められています。

第5条（自己株式の取得禁止）については、民商法典（第1143条）にも同様の規定が置かれていますが、これに反する付属定款は認められないと解されます。

「第2章 株式と株主」は、タイ子会社が日本企業の独資であればそれほど重要性も高くありませんが、合弁の場合、株式譲渡制限は出資比率変更や合弁解消とも直接に関係しますので、株主変更が一方的に行われないう、合弁契約とも整合する規定が必要です。

なお付属定款の性質上、合弁契約とは異なり、当事者の具体名を記載することは一般的ではありませんが、後述の取締役指名等において、各当事者の権利を示す必要がある場合には、「株式No.〇〇～〇〇を持つ株主を株主グループA、株式No.〇〇～〇〇を持つ株主を株主グループB」といった形式で各当事者を定義・特定する規定がよく見られます。

2 タイ商務省事業開発局資料よりKPMG作成
http://www.dbd.go.th/download/downloads/03_boj/from_meeting2_new.pdf

<第3章 取締役>

第6条 会社の取締役会は、株主総会が人数を定める

第7条 任期満了による退任以外の理由で取締役に欠員が生じたときは、取締役会は他の者を代わりに選任することができるが、任期は退任した取締役が有していた期間のみとする

第8条 取締役会の会議は、少なくとも半数の取締役本人が出席しなければならないが、これを審議可能な定足数とする

第9条 取締役会は、会社運営の全てに責任を持つ。また、取締役のあいだで会長を1名選出する

第6条（取締役の人数）について、民商法典（第1144条）上は、取締役は1名以上いれば何名でも構いませんが、代表権を持つ取締役が1名だけというのは実務的に不便なため、取締役を複数任命し、代表権も複数に持たせるのが一般的です。雛形は民商法典（第1150条）に従い、取締役の人数は株主総会で定めると規定していますが、「勝手に」株主総会が開催され取締役が任命されてしまうリスクを避けるため、取締役の人数、及び必要であれば指名方法についても付属定款に定めておくべきでしょう。合弁企業の場合は通常、「第2章 株式と株主」で定めた株主の定義を用いて、「株主グループAが○名を指名、株主グループBが○名を指名」と規定しています。

第7条（取締役の欠員）は、民商法典（第1155条）と同様の規定であり、株主総会以外の機関が例外的・暫定的に取締役を任命することを認めるものです。なお雛形には、取締役の任期の定めがありませんが、民商法典（第1152条、第1153条）は、毎年定の株主総会において、原則として取締役の1/3が順番に退任する、すなわち任期が最長3年であることを示しています。これより任期を短くすることは可能である一方、長い任期を付属定款で定めることは難しいと考えられますが、任期を終えた取締役の再任について民商法典上の制約はありません。

第8条（取締役会の定足数）について、民商法典（第1160条）は、取締役が自ら定足数を定めるか、定めていない場合は、取締役が3名超であれば3名を定足数としています。民商法典の規定は若干理解しづらく³、また「勝手に」取締役会を開催されるリスクも残る規定ですので、民商法典が適用されないよう、付属定款に明確に定足数を規定しておくべきです。特段の事情がなければ、雛形のような単純な半数ではなく、よりタイ子会社の実状に即した適切な比率や条件を設定しておく方が、特に合弁企業では安全です。一方、取締役会の議決数については雛形がなく、民商法典（第1161条）で多数決、賛否同数の場合は議長

が決定権をもつとされています。これも同じく、実状に即した適切な比率や条件を付属定款で設定するよう検討すべきです。

ところでタイの株主総会と取締役会は、現在のところ原則として（一部例外を除く）テレビ会議等による実施が認められていません。株主総会は委任状を出して対応することが一般的ですが、取締役会については代理出席が認められないと解されており、物理的に現地会議に出席可能な取締役数を踏まえての定足数設定が必要となります。

第9条（取締役会の会長）について、民商法典（第1163条）では、会議の「議長」を取締役が互選し、任期を定めることとしています。一方、付属定款では取締役の「会長」と、各会議における「議長」を別の概念として明記する例が多く見られます。「会長」と「議長」は、英語（チェアマン）、タイ語（プラターン）ともに同じ単語が使用されるため、両者を別のものとして設定した場合、話題に挙がっている「チェアマン」が、「取締役のチェアマン（継続的な地位としての会長）」を指しているのか、それとも「取締役会の会議のチェアマン（各会議における議長）」を指しているのか、文脈をよく確認しなければ混同し、タイ人との話が噛み合いません。なお議長に加え、取締役メンバーから「取締役社長（マネージング・ディレクター）」を選任し、その責務を付属定款に定めるケースもありますが、「社長」は民商法典に規定されるものではなく、あくまで各社が任意に定めるポジションに過ぎません。

取締役会の招集権限と開催頻度については雛形に規定がなく、民商法典（第1162条）は「取締役のいずれの1名も、いつでも取締役会を招集できる」としています。これも「勝手に」または過度に取締役会が招集されないよう、会長や社長等の特定の取締役に招集権限を制限するケースがよく見られます。

取締役会の議決事項については、雛形と民商法典のいずれも定めはありませんが、このままでは取締役会での決議を経ずとも、代表権をもつ取締役の独断が、会社の意思として法的に効力をもつこととなります。取締役個人の暴走を防ぐためにも、付属定款において取締役会の議決事項を明確に定めておくべきでしょう。

ところで取締役による代表権行使の設定は、株主総会の決議に基づきアフィダビットに記載され、付属定款に設定方法等を示すことは一般的ではありません。代表権設定は柔軟な設定が認められますが、日本企業の独資タイ子会社の場合は、「取締役のうち1名のサインと社印」（各取締役がそれぞれ代表権を持つケース）、「取締役のうちA氏またはB氏のサインと社印」（特定の取締役のみが代表権を持つケース）といった単純な設定が一般的です。しかし合弁企業の場合は、合弁相手側の取締役だけ

3 民商法典タイ語原文では「取締役」と「取締役会」の概念の区別が曖昧なため、本条を含め、条文だけでは主体が取締役（単独）なのか取締役会（による決議）なのか解釈が難しい場合があります。

で代表権が行使されないよう、「両グループの取締役1名ずつによる合同サインと社印」としたり、単独で代表権を行使できる金額や内容に条件を設けたり、とすることが通常です。権利意識の違いによるものか、欧米系の合弁企業では非常に詳細な設定となっていて、一見して代表権の所在が理解できないほどの例も見られます。

<第4章 株主総会>

第10条 一般の株主総会は、会社登記日から6ヵ月以内に開催し、以降は毎年一度の開催とする。この総会を定時株主総会と称し、これ以外の全ての総会を臨時株主総会と称する

第11条 取締役会が適切と判断したとき、いつでも臨時株主総会を招集することができる。また、合わせて会社の株式の五分の一以上となる株主は、一通の文書に署名することで、臨時株主総会の招集を請求することができる

第12条 株主総会の招集通知は、株主総会開催の7日前までに、地域の新聞に1回以上の広告を掲載し、かつ株主総会開催の7日前までに、会社の株主名簿に氏名のある全株主に対して株主総会開催の7日前までに郵送する。ただし、上述の行為を、株主総会開催の14日以上前までに行う特別決議のための株主総会招集を除く

第13条 自らが総会に出席できない株主は、代理人が総会に出席するよう委任することができる

第14条 株主総会においては、取締役会の会長を議長とする。取締役会の会長が不在、または総会開催時刻から15分経過しても出席しないときは、総会は出席した株主を1名選出し、議長とする

第15条 株主総会は、合わせて四分の一以上の資本の株式を代表する株主が出席することを定足数とする。決議は多数決で行われ、同数の場合は、決定票となる追加の一票を議長が投じる

第10条（株主総会の開催頻度）は、民商法典（第1171条）と同様の規程です。定時株主総会は期末から4ヵ月以内に開催して決算書を承認します（第1197条）。

第11条（株主総会の招集権限）は、民商法典（第1172条、第1173条）と同様の規程ですが、取締役会としての招集権限について雛形はより明確になっています⁴。株主による臨時株主総会の開催請求権については、少数株主の権利として、これを認めない、または請求要件を厳しくすることは難しいと解されています。

第12条（株主総会の招集手続き）は、民商法典（第1175条）に沿ったものであり、これを簡素化することは難しいと考えられます。同条は2008年に改正されており、手続きが緩和された点と、複雑になった点があります。旧規定に基づいたままで付属

定款が変更されていないケースも見られますが、新法と付属定款の義務が重なった結果、招集手続きを不必要に複雑・煩雑としている可能性がありますので、付属定款を長年見直していない場合は確認した方がよいでしょう。

第13条（議決権の委任）については、民商法典（第1188条、第1189条）にも若干の手続きが定められています。日系企業を含め、海外に居住する株主が参加できない場合は、委任状を出して対応することが一般的です。

第14条（株主総会の議長）では、民商法典（第1180条）に沿って取締役会の会長を議長として指名しています。議長には通常、賛否が同数の場合の決定権が与えられていることから、誰が会長として指名されているかも確認事項の1つです。

第15条（株主総会の定足数と議決数）は、民商法典（第1178条、第1193条）に沿ったものですが、定足数も議決数も、付属定款で必要な比率を増やすことは可能であると解されています。民商法典上の定足数は全株式の25%と低いため、このままでは「勝手に」株主総会が開催され、少数株主だけで決議されるリスクがあります。特別決議の議決数は民商法典（第1194条）で「出席した議決権を持つ株主の75%以上」と定められており、この75%の確保が合弁交渉等で出資比率を検討する上でも重要な基準となっていますが、民商法典上のルールのままでは、25%しか保有しない少数株主が定足数を満たし、かつ特別決議を行うことも理論上は可能となりますので、付属定款で適切な比率を設定しておく必要があります。なお2008年の民商法典改正前は、特別決議は2度行う必要がありましたが、現在は1度と改められています。第12条と同様、旧規定に沿ったまま不必要に手続きを煩雑なものとしていないか確認が望まれます。

ところで株主総会における議決の方法について、付属定款雛形の第15条では「多数決」（普通決議の場合）とのみ規定されていますが、民商法典（第1182条、第1190条）では原則として議決は挙手で行い、この場合に株主は（保有する株式数にかかわらず）1名につき1票の議決権しか持たないことになっています。このままでは、たとえば株主が3名（＝民商法典上の最低株主数）で、全100株式のうち株主Aが98株、BとCがそれぞれ1株ずつ保有する場合に、合わせて2票しか持たないBとCだけで多数決を確保できることとなります。株主1名につきではなく、保有する1株式につき1票であることを付属定款に明記しておかなければならず、このことは常識と言ってもよい事項ですので、専門家のチェックが入っていればまず間違いありませんが、経験の乏しいタイ人スタッフにドラフトを任せただけの場合等に、何ら規定が置かれず、そのまま民商法典が適用されてしまう状態であることが稀にあります。

なお取締役会と異なり、株主総会の議決事項は民商法典に規

4 脚注3に同じ

定されていますが(図表4参照)、付属定款で追加することは可能です。特別決議が必要となる事項は、雛形第12条の但し書きにもある通り、招集手続きにも通常より時間を要するため留意が必要です。

【図表4 株主総会の議決事項(民商法典)】

普通決議	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 取締役の任免、報酬(第1150条、第1151条) ➤ 決算書の承認(第1197条) ➤ 配当の承認(第1201条) ➤ 監査人の選任、報酬(第1209条、第1210条)
特別決議	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 基本定款・付属定款の変更(第1145条) ➤ 増資(第1220条) ➤ 減資(第1224条) ➤ 会社の清算(第1236条) ➤ 会社の合併(第1238条) ➤ 現物出資(第1221条) ➤ 公開株式会社への改組(公開株式会社法 第180条)

株主総会と取締役会の議事録について、雛形に規定はありませんが、民商法典(第1207条)は、双方の議事録の作成と保管を取締役の義務として定めています。ただし議事録を作成する言語については定めがありません。タイ語のみで作成された議事録は日本人が内容を確認できないだけでなく、議事録が偽造・改竄されるリスクもありますので、タイ語だけでなく英語でも議事録を作成することを付属定款に規定しておくべきです。

<第5章 決算書>

第16条 取締役は、毎年__日に開始して__日に終了する会社の会計年度毎に、BSとPLを作成しなければならない

第17条 会社の決算書は、1名以上の会計監査人に監査を行わせ、決算書の日付から4か月以内に、承認を得るため株主総会に提出しなければならない

<第6章 配当と積立金>

第18条 配当を実施する際に、会社は毎回、準備金として、会社の資本金の十分の一以上に達するまで、会社の事業による純利益の二十分の一以上を積み立てなければならない

<第7章 清算人の任命>

第19条 会社の清算人を誰とするか、何名か、どのような権限を持つかは、株主総会で決定する

第5章以下の各規定については、それほど重要性が高いものではなく、民商法典の規定がほぼそのまま利用されているケースがほとんどです。タイの決算期間は任意に設定できること(雛形第16条)、上場の有無や規模の大小を問わず、全ての会社に対して公認会計士による外部監査が義務付けられていること(同第17条)が、タイの制度の特徴的な点です。また、議事録の作成言語と同様に、会計書類についてはタイ語・英語の併記を付属定款で義務付けているケースもあります。

IV. 適切なガバナンスの構築に向けて

付属定款の雛形は全19条で、A4サイズにして2枚に収まる分量しかありません。これに自社にとって必要な条項を追加しても数ページ増える程度となるのが通常で、就業規則(10ページ以上)やISO関連規程(数十~数百件)に比べるべくもありませんが、タイ子会社のガバナンス上、極めて重要な内容を含むことはここまで述べてきた通りです。

タイ商務省事業開発局の雛形は、一部の例外を除き、民商法典にほぼ沿った内容が示されていますが、このまま利用するのであれば、付属定款を制定する意味はありません。合併に限らず日本企業の独資の場合でも、タイ子会社の株主総会と取締役会については、万が一悪意をもつ従業員や取締役がいた場合に、日本人が気付かない間にタイ語だけで「勝手に」招集され、開催され、決議され、議事録が作成され、それに基づく決定が有効とされる、というリスクを抱えています。そのリスクを低減するために、議事録の作成言語をはじめとして、各条で言及したような規定をガバナンスの観点から付属定款に設けておかなければなりません(図表5参照)。また付属定款は、会社設立時(すなわちタイ人従業員を採用する前)に作成されるケースがほとんどで、従業員に直接関係する規定も比較的少ないことから、経験の少ない総務担当タイ人従業員が詳細を把握していないケースもありますので、社内関係者への周知徹底も必要です。

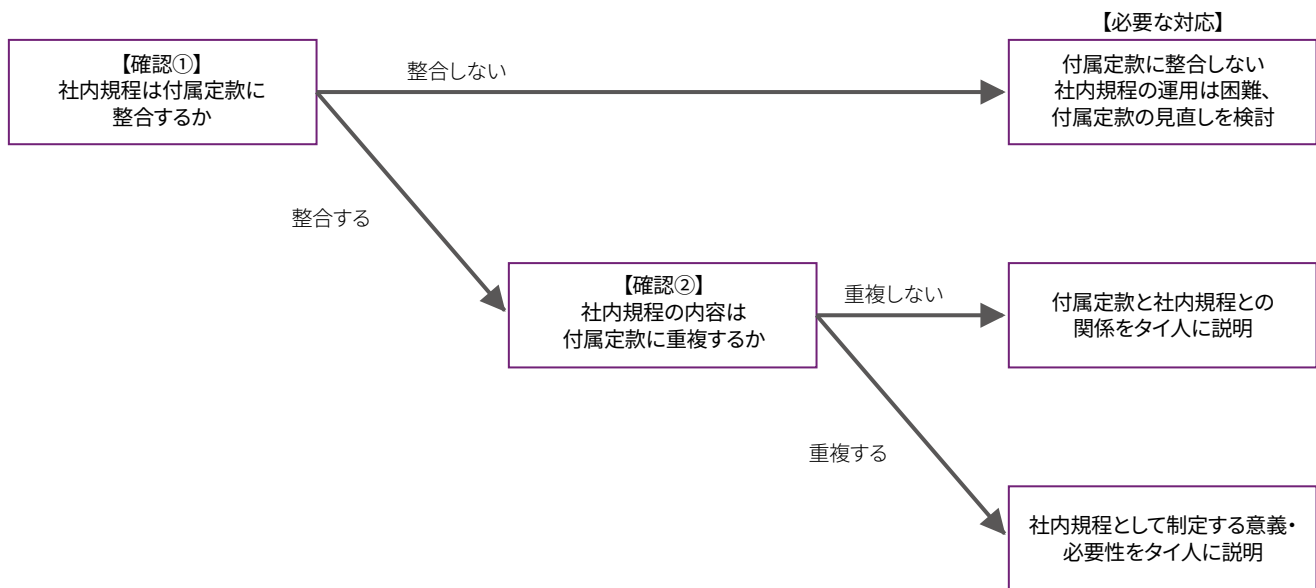
本社側の視点として、タイ子会社に個別のルール、たとえば取締役会規程を制定させたい場合に、それが付属定款に整合するものであることは予め確認しておかなければなりません。整合しない場合に、タイ法制度上は付属定款が優先することは前述の通りですが、両者が整合する場合も、もし内容が重複するのであれば、タイ人にとっては個別規定を付属定款とは別に制定する理由は理解できません。重複しないとしても、前回解説したように社内規程の認識が日本人と異なるタイ人は、付属定款と個別規定の関係は理解に苦しみます(図表6参照)。実際にタイ子会社での理解と運用、浸透を図るためには、ルールを本社から、あるいは日本人駐在員から一方的に押し付けること

はせず、タイ人従業員が理解しているタイ子会社の既存の社内ルール体系を踏まえた上で、付属定款や次回解説する就業規則との関係を明確に示し、丁寧に説明することが求められます。

【図表5 付属定款(雛形)と民商法典における取締役会・株主総会の主要関連規定と対応策】

	取締役会			株主総会		
	付属定款雛形	民商法典	対応策	付属定款雛形	民商法典	対応策
人数	株主総会が定める	同左	付属定款に人数・決め方を明記	-	3名以上	複雑にしないよう株主数を整理
招集権限	規定なし	取締役1名	付属定款に招集権者を明記	取締役会 or 株主(20%)	取締役 or 株主(20%)	付属定款に招集権者を明記
定足数	取締役の半数	取締役が定める or 3名以上	付属定款に割合・条件を明記	全株式の25%をもつ株主	同左	付属定款に割合・条件を明記
議決数	規定なし	多数決	付属定款に割合・条件を明記	多数決	多数決(普通決議) 75%(特別決議)	付属定款に割合・条件を明記
議決方法	規定なし	規定なし	特に明記の必要性なし	規定なし	原則として挙手、1人1票	付属定款に1株1票を明記
議決事項	規定なし	規定なし	付属定款に議決事項を明記	規定なし	(図表4参照)	必要に応じて付属定款に追加
議事録の作成言語	規定なし	規定なし	付属定款に英語・タイ語で作成と明記	規定なし	規定なし	付属定款に英語・タイ語で作成と明記

【図表6 社内規程の整備・運用のために必要な確認事項と対応】



【関連トピック】

タイ外資規制に関する最近の政府解釈と違反リスク対策
(KPMG Insight Vol.15/Nov 2015)

タイ子会社管理の基礎知識
第1回 タイ人にとっての社内規程とは
(KPMG Insight Vol.20/Sep 2016)

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

—————
KPMG コンサルティング株式会社
マネジャー 吉田 崇
takashi.t.yoshida@jp.kpmg.com
コンサルタント Ingcanuntavaree Ratanachote
(イングカナンタヴァーリー ラタナチョート)
ratanachote.ingcanuntavaree@jp.kpmg.com

KPMG ジャパン

marketing@jp.kpmg.com

www.kpmg.com/jp



本書の全部または一部の複写・複製・転載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2016 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2016 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.